



社会福祉法人制度改革のゆくえ



副会長 野村 哲

平成27年4月1日 保育新制度がスタートいたしました。各地では、如何でしょうか、私の地元立川市では、保育料も値上げし、少々心配をしておりましたが、スムーズに移行した模様です。

そんな移行期の4月3日に社会福祉法人改革法案が閣議決定されました。我々も保育新システムやサービス推進費の変更等の件に向いていましたので驚きました。さて、この社会福祉法人制度改革については、社会福祉法人の課税の件及び社会福祉法人制度そのものの見直しです。社会福祉法人への課税については、見送られるようですが、社会福祉法人制度の改革については、進行中です。平成27年2月12日の社会保障審議会福祉部会報告書の総論にはこのような記載があります。

「我が国の社会福祉の黎明期、民間社会事業は、篤志家等による慈善事業として始まった。戦後、社会福祉事業が公的責任により実施されることになると、民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請から、社会福祉法人は旧民法第34条の公益法人の特別法人として昭和26年に制度化された。」中略「以来長きにわたり、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、我が国の社会福祉を支えてきた。我が国の戦後社会福祉の発展は、社会福祉法人の歩みそのものといえる。」

しかし、昭和26年に制度化されて以来、制度自体の変更はなされておられません。一方、公益法人制度の改革が平成18年に行なわれ、公益法人の一類型である社会福祉法人についても、当然、改革の対象と要請されてしまいます。社会福祉法人の見直しの視点は、1、**公益性・非営利性の徹底**。2、**国民に対する説明責任**。3、**地域社会への貢献**。の三つです。制度の見直しや在り方の見直しの文中に2箇所同じ記載があり気になりました。それは、「一部の社会福祉法人による不適正な運営」と記載されています。行政指導に従わず、社会通念や法令を遵守せず、私的にその公益性を利用していると聞きました。この原因を審議会は、「理事・理事長の法人内部統制と牽制が制度としてなく、理事・理事長の専断を許した結果だ」と論じています。このような指摘で法人の制度改革が進められるなんて、非常に残念で悲しい事です。

6月9日に東保推の高橋会長のご手配で、立川市園長会副会長と共に21区選出の衆議院議員に状況を聞きにあげりました。今回審議上程されている法案は6法案で、その中に、社会福祉法人改革法案は無いとのことでした。

まだ、時間がありそうです。民間保育園協会も情報の収集と各機関への政策助言を行うことが出来そうです。しかし、まずは自ら法令や規則遵守と説明責任を再確認し、身を正して、創始の精神を確認したいと思います。

今後も、安定した法人の運営とその確保のために、また、より良い方向へ向かっての改革になりますように祈念します。